

指定小児慢性特定疾病医療機関について

1 指定小児慢性特定疾病医療機関の責務等

- 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。
- 診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- 小児慢性特定疾病に係る医療の実施に関し、所在地の都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）の指導を受けなければならない。

2 指定の効力

- 都道府県知事等が「指定小児慢性特定疾病医療機関」の指定を行えば、他の都道府県知事等が認定した受給者証所持者にも医療を行うことができる。

3 指定の有効期間

- 「指定小児慢性特定疾病医療機関」の指定は、6 年ごとの更新制。指定を引き続き受けるためには更新手続きが必要。
(ただし、保険医の開設する診療所及び保険薬剤師の開設する薬局の場合、一定条件の下、自動更新の特例あり。)

4 申請事項の変更届出等

- 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、指定申請書に記載した事項のうち、下記の事項について変更があった場合は、指定通知書を交付した都道府県知事等に対し、変更のあった事項及びその年月日を 10 日以内に届け出ること。

- ①医療機関の名称及び所在地
- ②標榜している診療科名（病院・診療所の場合のみ）
- ③開設者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）
- ④役員の職名及び氏名（開設者が法人の場合）

- 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、下記の場合には、指定通知書を交付した都道

府県知事等に対し、速やかに届け出ること。

①当該医療機関の業務を休止し、廃止し又は再開したとき。

②医療法等による処分を受けたとき。等

5 指定の辞退

○指定小児慢性特定疾病医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

6 指定小児慢性特定疾病医療機関の公表事項

○指定小児慢性特定疾病医療機関については、都道府県等のホームページなどで下記の事項を公表する。

① 医療機関の名称

② 所在地 等

7 都道府県知事等の監督

○都道府県知事等は、必要があると認めるときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等に対し報告や診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。

○都道府県知事等は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、療養担当規程又は診療方針に従っていないときは、当該医療機関の開設者に対し期限を定めて勧告することができる。

○都道府県知事等は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、診療方針等に違反したとき、医療費の不正請求を行ったとき、命令に従わないとき等は、指定の取り消し等を行うことができる。